

令和5年

総務委員会会議録

とき 令和5年11月28日

品川区議会

令和5年 品川区議会総務委員会

日 時 令和5年11月28日（火） 午前10時08分～午前10時56分
場 所 品川区議会 本庁舎5階 第5委員会室

出席委員 委員長 せりざわ裕次郎 君 副委員長 塚本 よしひろ 君
委員 澤田 えみこ 君 委員 大倉 たかひろ 君
委員 須貝 行宏 君 委員 松本 ときひろ 君
委員 石田 秀男 君

欠席委員 委員 中塚 亮 君

出席説明員 桑 村 副 区 長 久 保 田 企 画 部 長
佐藤（憲）企画課長 吉岡政策推進担当課長
遠藤 財 政 課 長 小 林 施 設 整 備 課 長
辻 広 報 広 聴 課 長 横 田 情 報 推 進 課 長
河西情報戦略担当課長 堀 越 総 務 部 長
黒田新庁舎整備担当部長 多並広町事業担当部長
勝 亦 総 務 課 長 岡 秘 書 担 当 課 長
加島 人 権 啓 発 課 長 崎 村 人 事 課 長
田口人材育成担当課長 佐藤（聡）経理課長
提 坂 税 務 課 長 山 下 新 庁 舎 整 備 課 長
大友新庁舎建設担当課長 泉広町事業調整担当課長
大 串 会 計 管 理 者 鈴木選挙管理委員会事務局長
高山監査委員事務局長 大 澤 区 議 会 事 務 局 長

○午前10時08分開会

○せりざわ委員長

ただいまより、総務委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付の審査・調査予定表のとおり、議案審査、報告事項およびその他と進めてまいります。

なお、情報推進課長は関連する議題があるため、冒頭から区民委員会に出席しております。区民委員会でを行う関連する議題が終了後、総務委員会に出席となりますので、あらかじめご了承ください。

また、中塚委員より、本日の委員会に欠席の旨連絡がありましたことをお伝えいたします。

それでは、本日も効率的な委員会運営にご協力、よろしくお願いいたします。

1 議案審査

(1) 第95号議案 品川区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

(2) 第96号議案 品川区長および副区長の給与および旅費条例の一部を改正する条例

(3) 第97号議案 品川区教育委員会教育長の給与および旅費ならびに勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

(4) 第98号議案 品川区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(5) 第99号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(6) 第100号議案 会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○せりざわ委員長

それでは、予定表1の議案審査を行います。

はじめに、(1)第95号議案、品川区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

(2)第96号議案、品川区長および副区長の給与および旅費条例の一部を改正する条例

(3)第97号議案、品川区教育委員会教育長の給与および旅費ならびに勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

(4)第98号議案、品川区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(5)第99号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例および(6)第100号議案、会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題に供します。

これら6議案につきましては関連する内容のため、一括して説明・質疑を行い、その後、議案ごとに採決を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本件につきまして理事者よりご説明願います。

○崎村人事課長

順番が前後いたしますが、まず私のほうから、第99号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、および第100号議案、会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。お手元の資料をご覧ください。

まず、1の趣旨でございます。職員の給与につきましては、民間従業員の給与水準と均衡させているほか、国および他の地方公共団体の職員の給与との均衡を図り定められているものでございます。

先日の総務委員会においてご報告いたしましたが、特別区人事委員会の給与勧告を受け、労使で協議

を行ってまいりまして、11月21日の深夜に妥結いたしましたので、給料表および特別給の支給月数の改定を行うものでございます。

その下、2の改正内容でございます。まず、(1)給料表の改定でございます。人事委員会の勧告にありました公民較差分0.98%を引き上げることとし、若年層の職員に重点を置きつつも、全ての級および号給について給料月額を引き上げるものでございます。お手元の資料の9ページから28ページまでが、それぞれの給料表の新旧対照表となっております。新旧対照表の右側の給料表から、左側の給料表へと改めるものでございます。

次に、資料の2ページをご覧ください。(2)特別給(期末・勤勉手当)の年間支給月数の改定でございます。特別給の支給月数につきましては、年間支給月数を0.1月分、暫定再任用職員については0.05月分引き上げるものでございます。引上げ分については、一般職員は勤勉手当に、管理職員は期末手当・勤勉手当に均等に配分することとしております。令和5年度につきましては、全て12月期に引上げ分を配分しておりますが、令和6年度以降につきましては、6月期、12月期それぞれ均等となるよう引き上げることとしております。2ページの表が一般職員、3ページ上段の表が管理職員、下段が会計年度任用職員の支給月数の現行と改正後の支給月数の表でございます。

会計年度任用職員ですが、令和5年度については期末手当を0.1月分引き上げることといたします。令和6年度以降については、地方自治法の改正に伴い勤勉手当の支給が可能となったことから、新たに勤勉手当が支給できるように規定を整備し、期末手当・勤勉手当の支給月数については、常勤職員と同月数といたします。

最後、4ページをご覧ください。その他ですが、このほかに本年9月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律」が施行され、地方自治法および新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部が改正されたことに伴いまして、職員に支給する新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を、特定新型インフルエンザ等対策派遣手当に改めるほか、引用条文の規定整備を併せて行っております。

最後に、3の施行期日でございます。(1)給料表の改定につきましては公布の日から施行し、令和5年4月1日に遡及して適用するものでございます。

(2)特別給の支給月数の改定につきましては、令和5年度分につきましては公布の日から、令和6年度分以降につきましては、令和6年4月1日から施行するものでございます。

(3)の地方自治法等の改正に伴う規定整備につきましては、公布の日から施行するものでございます。

○勝亦総務課長

続いて、私から、お手元の資料に基づきまして第95号議案、品川区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例、第96号議案、品川区長および副区長の給与および旅費条例の一部を改正する条例、第97号議案、品川区教育委員会教育長の給与および旅費ならびに勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例、第98号議案、品川区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、一括してご説明いたします。

まず、1の改正の趣旨でございますが、先ほど人事課長よりご説明いたしました特別区人事委員会の勧告によりまして、一般職員の給料月額と期末・勤勉手当の支給月数の引上げの改定がございました。こちらに伴いまして、区議会議員、区長等の報酬・給料等について、特別職報酬等審議会にお諮りしたところ、職員に準じた割合により改定を行うべきとの答申を得ましたので、区議会議員の報酬額、期末

手当の支給月数、ならびに区長、副区長および教育長の給料の額、期末手当の支給月数を改定いたしまして、併せまして常勤監査委員の給料の額、期末手当の支給月数につきましても改定するものでございます。

2の改正の内容でございます。(1)議員報酬および給料額の改定についてでございます。記載の表のとおりでございます。区議会の議長から常勤監査委員まで、それぞれの現行の報酬・給料月額が(A)、その右隣の列が改定月額(B)でございます。その右隣が改定月額から現行月額を差し引いた金額でございます。改定率は、人事委員会勧告にございました公民較差平均0.98%が引上げ率でございますけれども、一般職員の部長級の職員の引上げ率が約0.3%、こちらを勘案し計算を行い、ご覧のとりの金額となったものでございます。

また、(2)期末手当の改定については、職員の引上げ月数0.1月より計算を行いますと0.08月の引上げとなりますため、現行3.5月の支給月数に0.08月をプラスして、3.58月に改めるものでございます。

また、国・民間企業等における支給状況を踏まえまして、一般職員と同様に、令和5年度から3月期の期末手当を廃止いたします。そのため、令和5年度の期末手当は12月の支給分に引上げ分0.08月および3月期の廃止分0.25月を合算して、1.955月分となります。表の右、令和6年度でございますけれども、こちらにつきましては6月支給分と12月支給分を半分に按分いたします。

3の施行日でございます。令和5年度の支給に係るものは令和5年12月1日から、期末手当の改定に関する規定のうち、令和6年度以降の支給月数に係る規定は令和6年4月1日からでございます。

2ページ以降につきましては、それぞれの条例の新旧対照表でございます。

○せりざわ委員長

説明が終わりました。

それでは、本件に関しましてご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○須貝委員

一括でよろしいのですね。

まず品川区一般職員の給与、また会計年度任用職員の給与も今回出るということですが、本来なら区民生活、それから区内の中小零細企業においては経営がまだ厳しい、一般の区民においても物価高騰と同様にやはり生活が厳しい中で、区の職員にも我慢をしてほしいところですが、これだけ物価が高騰した中で、今1世帯当たり年間10万円以上の負担をされている。企業においても大変な状況にありますけれども、職員においてもそれだけ厳しい実質給与が減っているという状況を見たら、今回増額するというのは、給与をアップするのはやむを得ないかなと思います。

ただし、品川区議会議員の議員報酬、ならびに品川区長、副区長、次の報酬と給与の増額に対しては、やはりこれだけ大半の区民が、また中小零細企業が物価高騰で厳しい状況にあるならば、私は差し控えるべきではないか、やめるべきではないかと思えます。まして、報酬・給与がこれだけ高額な人が増額して、一般の区民との乖離がこれだけどんどん増えている中で、私はまずいと思えます。

さらに、今お話しした区民、中小零細企業、それぞれの方のことを思えば、その区民から選ばれている区長や区議会議員は、私は増額すべきではないと思えます。そしてさらに教育委員会教育長ならびに監査委員の給与、このたび増額ということですが、全国の自治体においては、こういう行政委員の報酬については月額報酬から日額報酬に変わっていると。これもさらに日額で大体3万円前後に変わってい

る状況を見たら、ここで今回行政委員のトップである教育長ならびに監査委員の給与を増やすことに対しては、私は反対です。

さらにこの4議案に対しては、人事委員会勧告というのではないわけで、これはあくまで品川区特別職報酬等審議会に諮問してこういう形になっているわけで、人事委員会から勧告されていないにもかかわらずこうやって増額するというのも、まずいのではないかと思います。

○せりざわ委員長

ほかにご発言ございますか。よろしいですか。

では、ご発言ないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、まず、第95号議案、品川区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党からお願いします。

○澤田委員

賛成です。

理由としましては、これまで品川区では、職員と議員を含めた特別職の給与を連動させるというのをたしか決めていたと思うのですが、職員の給与が下がり続けるたびに特別職も一緒に下がり続けてきたと思います。そもそも職員の給与の考えというのが、昭和39年から民間の平均を取っていて、毎年4月にその平均を取って決めてきていて、長年職員の皆さんも特別職も下がってきたと理解しております。

民間の給与と連動して、職員の給与が変わってきた中で、それに対して今回だけ連動しないということではなく、職員の皆さんと同じように、特別職も改正していくというのがいいのではないかと進めていただきたいと思います。

○塚本副委員長

賛成します。

考え方としては、民間と合わせて上がるときは上がる、下がる時は下がる。そういうのがこの給与の設定としては合理的な、我々も含めて基本的にはそれが一番合理的であると思っていますので、賛成いたします。

○大倉委員

賛成です。

○須貝委員

品改は、第95号議案、第96号議案、第97号議案、第98議案。

○せりざわ委員長

1個ずつです。

○須貝委員

1個ずつですか。すみません。気が焦ってました。第95号議案については反対します。

○松本委員

第95号議案については反対です。

先ほど民間とのという話や職員とのという話もありましたけれども、国政においても総理大臣の報酬の話も出ていましたけれども、結局法案としては可決という形になりましたので、結局自民党は増額分については党で取りまとめて寄附をするのかというような話が出ていましたけれども、こういう扱いを

している中で、地方議員がそれと別の扱いをするというのは、やや党としても一致していないのではないかと思います。

先ほど須貝委員からもいろいろ議論ありましたが、私どもとしては、今物価が上がっている。物価が上がっているから、では報酬を上げたらいいのではないかという話もありますけれども、実際のところは私も事業主として活動させていただいております。もちろん議員としての活動がありますから、ではずっと事業をやっているかといったら、そうではありませんけれども、固定費を賄うために一応事業はやっています。この中で、例えば物価が上がっているから弁護士としての報酬を上げられるか、弁護士としての着手金を上げられるかといったら、やはりそうではない。そこを上げるには相当な苦労がある。そこは民間はやはり努力しながら上げているところだと思っています。そういう中で、では我々議員がどういう成果を出しているのかということに関しては、なかなかこの品川区民の皆さんの生活を、今これだけ物価が上がっている中で楽にさせられているかといったら、そう簡単では、そう断言できるほどではないと私どもは考えております。

したがって、第95号議案に関しては反対をさせていただきます。

○石田（秀）委員

私は第95号議案、そのほか全ての議案に賛成しますが、考え方だけ言わせてください。

先ほど、これは職員のほうから入ってしまう形だけでも、前回説明があつて、私は堂々と上げるべきだということを思っています。これはもう品川区の職員規模を考えて、民間でも考えて、何百人というところから50人まで減らしたわけですよね。それで、それに連動しましょうということをやってきて、人事委員会でいろいろな意見が出て、10年ぐらいか、そこはちょっと正確に何年か分かっていないけれども、ずっと皆さんの給与が下がってきて、それについて皆さん一言も文句を言わずに、しっかりそれは対応されてきたのだと思っています。だから、ここへ来てやっとプラス改定があつたら、それは堂々とやはり受けるべきだと思っています。

それから、議員とか区長の話だと思えますけれども、忘れもしないけれども、別に区長も議員も、先ほどお話が出たけれども、人事委員会勧告と連動しなくていいわけで、品川区も連動してこなかった。それこそ濱野区長が泣きを入れて、1%以上差が出てきたのだと。それは下げないで濱野区長もずっと頑張ってきた。だけど1%を超えてきた段階で、やはりちょっと下げさせてくれと言って1回下げました。もう一回次に下げるといったときには、連動しようという話が出ました。議会にもその話があったときに、私はその立場にいたから、下げないと言いました。1回目は下げませんでした。2回目のときはどうしても連動だから、連動にしてくれという話があつて、議会もそれこそ議運の中でもしっかり議論をして、ではそういうことで他区の状況も踏まえてその中で連動しましょうということで、議論がなかったわけでは全くなくて、それは議論をしっかりして、それで連動しようということになった。だから、議員もずっとこうやって下がってきた。それをもうずっと受けてきた。

先ほど松本委員のお話があつたけれども、ご自身は他の職もお持ちだから、今みたいなことでやっている。私もその一人だけでも、今、議員だけで報酬を頂いて、今議員職をしっかり頑張っていらっしゃる方もたくさんいらっしゃる。そういう時代になってきたときに、果たしてこの金額が、議員としてかかる経費も多いわけで、その人の専門でそれをやっているわけだから、その金額が果たしてそれでいいのかという議論をしたことは一回もない。品川区も高いかということ、そんなことはない。23区の中でも真ん中ぐらいいかな、もっと下のほうか。

そうすると、そういう議論もないままに今の議員で頑張っていらっしゃる方はどうかというのは、議

運でも今、その辺の話は議員同士でできるわけで、そういう議論もない中で連動しようということになっているのであれば、今回プラス改定であれば、そこは私は素直にそれに乗っていく。それ以外でやるのであればほかのところで議論をするべきであって、それを寄附だ、どうのこうのとかやっているほうが私はおかしいと思っているので、私はこの件については必ずそのとおり、今提案があったとおりやるべきだと思っているので、第95号議案は賛成。

○せりざわ委員長

ありがとうございました。

では、本案は挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○せりざわ委員長

賛成多数でございます。

よって本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に、第96号議案、品川区長および副区長の給与および旅費条例の一部を改正する条例につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民からお願いいたします。

○澤田委員

賛成です。理由は先ほど述べたとおりです。

○塚本副委員長

賛成です。

○大倉委員

賛成です。

○須貝委員

すみません、私もちょっと一言言わせていただきます。品川区内で多くの方たちが住まわれて、年金暮らしの方、それから本当に中小企業でボーナスも出ない、ボーナスが出てもわずか、給与は上がらない、そういう状況を考えたときに、やはり選挙で選ばれた方たちは、私は自重すべきだと思います。

今回の第96号議案については反対させていただきます。

○松本委員

反対です。先ほどと同様の理由です。

○石田（秀）委員

賛成です。

○せりざわ委員長

では、本案は挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○せりざわ委員長

賛成多数でございます。

よって本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に、第97号議案、品川区教育委員会教育長の給与および旅費ならびに勤務時間その他の勤務条件

に関する条例の一部を改正する条例につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民からお願いします。

○澤田委員

賛成です。理由は先ほどと同じです。

○塚本副委員長

賛成です。

○大倉委員

賛成です。

○須貝委員

先ほども申し上げましたけれども、全国自治体において月額報酬から月額報酬に変わっている状況を踏まえたなら、一部の行政委員がやはりこのように増額されるというのは私は間違っていると思います。逆に減額するべきであると思います。

ですから、第97号議案は反対します。

○松本委員

反対です。

○石田（秀）委員

賛成です。

○せりざわ委員長

では、本案は挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○せりざわ委員長

賛成多数でございます。

よって本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に、第98号議案、品川区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民からお願いします。

○澤田委員

賛成です。

○塚本副委員長

賛成です。

○大倉委員

賛成です。

○須貝委員

先ほど教育長のお話もさせていただきましたが、第98号議案、品川区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例に対しては反対します。

○松本委員

反対です。

○石田（秀）委員

賛成です。

○せりざわ委員長

では、本案は挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○せりざわ委員長

賛成多数でございます。

よって本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に、第99号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民から願います。

○澤田委員

賛成です。

○塚本副委員長

賛成です。

○大倉委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○松本委員

反対です。

○石田（秀）委員

賛成です。

○せりざわ委員長

それでは、本案は挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○せりざわ委員長

賛成多数でございます。

よって本案は原案のとおり可決決定いたしました。

最後に、第100号議案、会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民から願います。

○澤田委員

賛成です。

○塚本副委員長

賛成です。

○大倉委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○松本委員

反対です。ここだけは少し別のところなので。

会計年度任用職員に関しましては、今回ほかのところと同じような増額部分だけではなくて、新たに手当の部分をおの職員の方たちと合わせるというところが令和6年度に入ってからのお勤め手当ですね。こちらについては同一労働同一賃金の観点から賛成したいところですが、期末手当の増額分については他の部分と同様のところがございまして、反対とさせていただきます。

○石田（秀）委員

賛成です。

○せりざわ委員長

では、本案は挙手により採決いたします。

本案を原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○せりざわ委員長

賛成多数でございます。

よって本案は原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本件を終了いたします。

(7) 第76号議案 令和5年度品川区一般会計補正予算

○せりざわ委員長

次に、(7)第76号議案、令和5年度品川区一般会計補正予算を議題に供します。

本件の説明に入る前に、各所管委員会における審査の結果について、各委員長より申送りを受けておりますので、ご報告いたします。

第76号議案、令和5年度品川区一般会計補正予算につきましては、昨日、区民、厚生、建設、文教の各委員会で所管に係る審査を行い、いずれの委員会も全会一致で原案のとおり決定した旨、各委員長より申送りを受けております。

以上が、各所管委員会における審査の結果でございます。当総務委員会では、各委員会の審査結果を踏まえ、総合審査を行います。

それでは、理事者よりご説明願います。

○遠藤財政課長

それでは、私から、第76号議案、令和5年度品川区一般会計補正予算（第5号）についてご説明させていただきます。個々の事業内容につきましては、先ほど委員長からお話がありましたとおり、昨日所管の各委員会で審査を行ったところでございます。改めて全体を説明させていただきまして、審査をお願いするところでございます。

今回の補正予算案は、中小企業および公衆浴場の物価高騰に対する支援経費、国立・私立特別支援学校の給食費補助に対する経費、西大井に開設する適応指導教室の準備経費、居住支援における入居促進事業協力金の増額等を中心に補正したものでございます。

それでは、補正予算書6ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正でございます。上段の表、

歳入は、18款繰越金および19款諸収入、歳出は、4款衛生費から7款教育費まで、それぞれ14億435万9,000円を減じまして、歳入歳出予算の総額を2,005億9,214万5,000円とするものでございます。

7ページになります。第2表、債務負担行為の補正は、第二戸越幹線整備工事の令和6年度対象工事分として、整備工事に21億円、同施工監理委託に500万円を追加するものでございます。

それでは、歳出からご説明させていただきます。14ページになります。4款衛生費1項保健衛生費1目健康推進費は、2,640万円を追加しまして、27億1,247万3,000円とするもので、公衆浴場の物価高騰対策への支援として2,640万円を新規計上するものでございます。以上によりまして、保健衛生費の計を90億5,264万3,000円とするものでございます。

次に、5款産業経済費1項産業経済費1目産業経済費は、1億5,185万9,000円を追加しまして、46億3,079万5,000円とするもので、中小企業活性化事業費は、エネルギー消費の減少が見込まれる設備等の更新に対する経費を助成します省エネルギー対策設備更新助成金、こちらの新制度に対応する経費として、8,002万2,000円を追加計上、運送事業者等燃料費高騰対策支援金は、燃料費の高騰が継続している状況から、影響の大きい運送事業者等に対する支援策として、7,183万7,000円を新規計上するものでございます。以上によりまして、産業経済費の計を46億3,079万5,000円とするものです。

6款土木費3項河川費1目河川下水道費は16億円を減額しまして、34億5,461万6,000円とするもので、排水施設建設事業は、第二戸越幹線整備工事が令和5年度末に終了する予定でしたが、工期の遅れによりまして一部工期が令和6年度の実施となることから、令和5年度分の執行予定額を減額するものでございます。以上によりまして、河川費の計を34億5,461万6,000円とするものでございます。

続きまして、おめくりいただきまして16ページでございます。6款土木費の続きになります。6項住宅費1目住宅費は、1,100万円を追加しまして、10億4,985万4,000円とするもので、居住支援事業は、住宅確保要配慮者入居促進事業経費において、申込件数増に対応する経費として、入居促進事業協力金に1,100万円を追加計上するものでございます。以上によりまして、住宅費の計を10億4,985万4,000円とするものでございます。

7款教育費1項教育総務費2目学務費は、147万円を追加しまして、6億799万8,000円とするもので、就学支援費は学校給食費無償化の対象を国立・私立特別支援学校に拡大する経費として147万円を新規計上、3目教育指導費は、491万2,000円を追加しまして、24億2,988万1,000円とするもので、マイスクール運営費は大井第三地域センター移転後に開設を予定します（仮称）マイスクール西大井の開設準備経費として、491万2,000円を新規計上するものでございます。以上によりまして、教育総務費の計を51億1,523万3,000円とするものでございます。

恐れ入りますが12ページにお戻りいただければと思います。こちらは歳入になります。18款繰越金1項繰越金1目繰越金は、1億9,564万1,000円を追加しまして、36億1,179万9,000円とするものでございます。

19款諸収入4項受託事業収入3目土木費受託収入は、16億円を減じまして、33億3,986万9,000円とするもので、4節排水施設建設費収入は、歳出でご説明しました第二戸越幹線整備工事の遅れによりまして歳出減に連動するものでございます。以上によりまして、受託

事業収入の計を34億5,423万9,000円とするものでございます。

○せりざわ委員長

説明が終わりました。

それでは本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。

○須貝委員

17ページの就学支援費のほうですが、確認ですが、学校給食費無償化事業で、これは国立・私立特別支援学校ということは学校全体に支援をするのか、それとも品川区に住民票がある子どもたちだけに支援するのですか。一応教えてください。

○遠藤財政課長

こちらは品川区に在住されている方を対象にして、という形になります。

○須貝委員

あと、15ページの保健衛生助成金で、公衆浴場物価高騰対策支援金と、中小企業活性化事業費で、運送事業者等燃料費高騰対策支援金、これが計上されています。品川区で中小零細企業の中には製造業、小規模商店、サービス業のほかたくさん産業や事業所があります。ここも同様に、物価が高騰したり、燃料費、ガソリンとかが高騰して皆さん大変苦しんでいる、厳しい経営状況になっている。ならば、公衆浴場だけではなく、また運送事業者だけではなく、他の産業・事業所においてもやはり平等・公平に支援をするべきだと私は思います。意見だけ言わせていただきます。

○せりざわ委員長

ほかにご発言ございますか。

では、ご発言ないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民からお願いします。

○澤田委員

賛成です。

○塚本副委員長

賛成です。

○大倉委員

賛成です。

○須貝委員

賛成です。

○松本委員

賛成です。

○石田（秀）委員

賛成です。

○せりざわ委員長

それでは、これより第76号議案、令和5年度品川区一般会計補正予算について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○せりざわ委員長

ご異議なしと認めます。

よって本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本件および議案審査を終了いたします。

2 報告事項

地方税の賦課及び徴収事務における「特定個人情報保護評価」の実施について

○せりざわ委員長

次に、予定表2、報告事項を聴取いたします。

それでは、地方税の賦課及び徴収事務における「特定個人情報保護評価」の実施についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○堤坂税務課長

では、私から、地方税の賦課及び徴収事務における「特定個人情報保護評価」の実施について、資料に沿ってご説明いたします。

まず項番1、本件の趣旨でございます。特定個人情報保護評価につきましては、特定個人情報ファイルを保有する者、すなわち品川区が特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するものでございます。

このたび国が定める標準仕様書に準拠しましたシステムの導入、いわゆるシステム標準化による地方税賦課徴収事務システムの更改を令和7年1月に実施するにあたり、個人のプライバシー等の権利利益の保護措置を図ることを目的に、評価書の内容修正、区民意見公募および第三者点検を実施するものでございます。

次に、項番2の評価書の内容でございます。評価書は資料のとおり、Iの基本情報からVIの評価実施手続の6項目の構成となっております。

まず、Iの基本情報としまして、特定個人情報ファイルを取り扱う事務の内容や使用するシステム、ファイル名、取り扱う理由、個人番号の利用、情報連携、評価実施機関における担当部署名を記載いたします。

次に、IIの特定個人情報ファイルの概要といたしまして、各種情報ファイル、具体的には区の賦課徴収事務で運用している住民税、軽自動車税、収納管理、滞納整理の4項目、それぞれの情報ファイルごとに特定個人情報の入手・使用方法、委託事項・提供事項・移転事項等の詳細について記載いたします。

次に、IIIの特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策ですが、これはIIで申し上げた項目に対するリスク措置等の対応です。具体的にはアクセスログ管理、個人ID、生体認証による操作権限管理等について記載いたします。

次に、IVのその他のリスク対策では、特定個人情報保護のための内部監査、従事者への教育・啓発についての内容や方法について記載いたします。

次に、Vの開示請求、問合せといたしまして、区民の皆様がご自身の特定個人情報について開示請求する際の請求先や問合せ先等を記載いたします。

最後に、VIの評価実施手続として、区民意見公募や第三者点検の日程や方法等を記載します。

次に項番3、主な追加項目等でございます。

(1)として、標準システムへの移行に伴い、特定個人情報ファイルの項目について、7か所追加や

修正をいたします。

また（２）新たにガバメントクラウドを利用することにより、特定個人情報の保管場所の項目について、15か所追加や修正をいたします。ここで少し補足いたしますと、このガバメントクラウドというのは、国の全ての行政機関や地方自治体が共同で行政システムをクラウドサービスとして利用できるようにしたIT基盤のことでございます。

次に、項番4、スケジュールですが、記載のとおり12月1日から21日までのパブリックコメントを経まして評価書への反映、1月15日の区情報公開審議委員による第三者点検、評価書への反映の後、2月下旬、区議会、当総務委員会への報告を経まして、3月上旬に国の個人情報保護委員会への評価書提出を予定しております。それと並行しまして、評価書およびパブリックコメントへの回答を広報紙等で公表する予定でございます。

次に、裏面をおめくりいただいて、項番5、パブリックコメント概要です。

（１）公表場所としましては、12月1日号の区広報紙、区ホームページ、税務課窓口となります。

（２）意見提出方法としましては、郵便、FAXほか区ホームページ意見投稿フォーム、情報推進課への持参といたします。

最後に6、根拠法令は記載のとおりでございます。

○せりざわ委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。

○須貝委員

特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを分析して、これから様々な点検とか評価書を構築していくのだと思うのですが、私もテレビドラマを見て云々ではないのですけれども、あるドラマを見ていたら、各事務室、大きい100人ぐらいのフロアで、職員の方が昼間対応をそこでパソコンとかいろいろなネットで情報収集したりやっています。そこにカメラがついているのです。そして、何時何分に例えばそこを通ったとか、普段は別に監視する必要はないのですけれども、何かあったときにある方が例えば夜の9時に来てパソコンをいじっていて、その情報が漏れたとか、そういうときに目で見える、そういう情報管理も必要ではないかと思うのですが、すみません、庁内にはそういうカメラみたいなものは設置されているのですか。あくまでそのパソコン上で誰がオンオフして、誰が今これをいじったという情報だけの管理システムなのでしょうか。教えてください。

○提坂税務課長

税務課の立場としては、全庁を把握しているものではございませんが、税務課ですとか戸籍住民課、国保医療年金課、区民の多くの皆様と接する事務室では設置してございませんが、ほかのところでは設置しているところがあるやに聞いておりますが、詳細はちょっと存じかねます。

○佐藤（聡）経理課長

庁内のカメラというところですが、経理課で所管しております入口ですとかエレベーターホールですとか、安全に関わる場所については常時監視という形になっております。生活福祉課ですとか一部の課においては、窓口の安全ですとか、そういったところの管理のためということで、個別につけている状況です。

○須貝委員

一部大手などは、やはりこういう相当な個人情報をお持ちでやり取りしているという、情報開示した

りいろいろやっていますので、そういうことも今後必要になるのではないかと。その人を見るというのではなくて、フロア全体で誰が最終的にパソコンをいじっていたのかということも、あるときには一つの調べることができる要素の一つにもなると思いますので、ぜひ私は検討していただきたいと思います。

○石田（秀）委員

すみません、ちょっと不勉強なので教えていただきたいのですが、特定個人情報保護評価は、品川区が発生させるリスクを分析して、そのリスクを軽減する適切な措置を講ずるというのだけれども、これを見ていくと、この根拠法令を見たときに平成25年とか26年で、何で今頃なのかと思った私がいま。これはもう当たり前前にはやっていたのではないのだと思った私がいまして、すみません、これから改めてこれをしっかりやっていくというふうに見えたのだけれども、これは今まででもこういうことは、この根拠法令があったのだったらもっと早くやっていたのではないかと思ったのですけれども、その辺の兼ね合いというのか、改めてここでもう一回しっかりやっていきますというのか、例えば変な話、これは23区ではほかの区はもうとっくにやっていて、品川区は何番目ぐらいになってしまっているのかと思った私もいて、すみません、その辺はあまり深く勉強してなくて、教えてもらいたいと思います。

○堤坂税務課長

そもそも特定個人情報保護評価の特定個人情報というのは、個人情報にマイナンバー、いわゆる個人番号を含んだ情報のことをごさいますして、利用範囲といたしましては、税と社会保障、災害対策に限定されておりまして、今の委員のご質問に平成25年、26年というお話がありましたけれども、マイナンバー制度がスタートするにあたって、特定個人情報保護評価というものもスタートしたところでございます。これまでも特定個人情報保護評価というのは少なくとも5年に一回実施しておりまして、その後、システム改修ですとかシステムに重要な変更を行う際に実施することになっておりまして、税のほうも前回4年前に行っております。今回はシステム標準化という大きな変更を行うということに該当いたしますので、特定個人情報保護評価を再度行いまして、パブリックコメント、あと第三者点検を経た上で、国の個人情報保護委員会へ報告するものでございます。

○石田（秀）委員

今のはそのとおりだと思って伺っていました。マイナンバーも、もちろん私も持たせていただいたのはそれほど何年も前ではなくて、去年ぐらいからだだと思いますけれども、そういう形でこういうのがそろってきたから、今改めてやろうと。そうではなくて、システムはもともとやっていたのを、4年に一回だとかそういうのでやり替えるから、改めて報告しているというだけなのか。ということは4年前にもやっているのだけれども、私もそれは不勉強で、その時ちゃんとやっているのだからという理解なのかどうかということところだけ、教えてください。

○堤坂税務課長

資料の2、評価書の内容ということでIからVIまで記載されておりますが、これは今回新たに記載したものであることではございませんで、もともと記載している部分でございます。その中で、主な追加項目等のところにごさいますけれども、特定個人情報ファイルの項目の修正ですとか、ガバメントクラウドの利用により特定個人情報の保管場所を修正等、追加や修正項目が発生しましたので、この評価書の内容を見直すものということでございます。

○石田（秀）委員

分かりました。

○せりざわ委員長

ほかにご発言ございますか。

では、ご発言ないようですので、以上で本件および報告事項を終了いたします。

3 その他

(1) 議会閉会中継続審査調査事項について

○せりざわ委員長

最後に、予定表3のその他を議題に供します。

初めに、(1) 議会閉会中継続審査調査事項についてでございますが、お手元の申出書(案)のとおりでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○せりざわ委員長

それでは、この案のとおり申し出いたします。

(2) 委員長報告について

○せりざわ委員長

次に、(2) 委員長報告についてでございます。

このたびの議案審査の結果報告については、正副委員長にご一任いただけますでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○せりざわ委員長

ありがとうございます。それでは、正副委員長でまとめさせていただきます。

(3) その他

○せりざわ委員長

次に、(3) その他を議題に供します。その他で何かございますか。

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

これもちまして、総務委員会を閉会いたします。

○午前10時56分閉会